○厚生労働省告示第二百十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年五月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

注１～３　（略）

第１部～第６部　（略）

第７部　追　補　（３）

内　用　薬

品名	規格単位	薬価 円
（あ）		
アラグリオ原末分包1.5ｇ	1.5ｇ１包	75,985.90
インレビックカプセル100mg	100mg１カプセル	11,137.40
ウプトラビ錠0.8mg	0.8mg１錠	6,272.20
オルミエント内用懸濁液２mg／mL	15mg7.5mL１瓶	60,682.40
（さ）		
ジンタス錠25mg	25mg１錠	145.60
ソホノスカプセル１mg	１mg１カプセル	46,062.10
ソホノスカプセル1.5mg	1.5mg１カプセル	57,114.90
ソホノスカプセル2.5mg	2.5mg１カプセル	95,190.70
ソホノスカプセル５mg	５mg１カプセル	190,381.30
ソホノスカプセル10mg	10mg１カプセル	355,689.50
（た）		
ドジョルビ内用液100％	100%500mL１瓶	734,770.00

注　射　薬

品名	規格単位	薬価 円
（あ）		
アクーゴ脳内移植用注	１回分	72,716,528
アムシェプリ	18瓶１組	55,306,737
アムベルビスト静注シリンジ５mL	25.79％５mL１筒	4,930
アムベルビスト静注シリンジ7.5mL	25.79%7.5mL１筒	7,098
アムベルビスト静注シリンジ10mL	25.79%10mL１筒	9,193
アムベルビスト静注２mL	25.79％２mL１瓶	2,261
ウステキヌマブＢＳ点滴静注130mg「ＣＴ」	130mg26mL１瓶	97,928
ウステキヌマブＢＳ皮下注45mgシリンジ「ニプロ」	45mg0.5mL１筒	131,408
ウステキヌマブＢＳ皮下注90mgシリンジ「Ｆ」	90mg１mL１筒	254,206
エンスプリング皮下注120mgオートインジェクター	120mg１mL１キット	1,152,032
オマリズマブＢＳ皮下注75mgシリンジ「ＣＴ」	75mg0.5mL１筒	8,044
オマリズマブＢＳ皮下注75mgペン「ＣＴ」	75mg0.5mL１キット	8,044
オマリズマブＢＳ皮下注150mgシリンジ「ＣＴ」	150mg1mL１筒	14,602
オマリズマブＢＳ皮下注150mgペン「ＣＴ」	150mg１mL１キット	14,602
（か）		
ゴリムマブＢＳ皮下注50mgシリンジ「Ｆ」	50mg0.5mL１筒	67,615
（さ）		
ゾルゲンスマ髄注	１患者当たり	167,077,222

改正前

別表

注１～３　（略）

第１部～第６部　（略）

（新設）

（た）			
デノスマブＢＳ皮下注120mgＲＭ「Ｆ」	120mg1.7mL１瓶	23,481	
トシリズマブＢＳ点滴静注80mg「ＭＡ」	80mg４mL１瓶	6,687	
トシリズマブＢＳ点滴静注200mg「ＭＡ」	200mg10mL１瓶	16,717	
トシリズマブＢＳ点滴静注400mg「ＭＡ」	400mg20mL１瓶	33,434	
（は）			
ブーレンレップ点滴静注用70mg	70mg１瓶	923,754	

第二条　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

注１～３　（略）

第１部　内用薬

品名	規格単位	薬価円
（あ）～（ひ）　（略）		
（ふ）		
（略）		
ブリィビアクト錠25mg	25mg１錠	357.30
ブリィビアクト錠50mg	50mg１錠	583.20
（略）		
（へ）～（わ）　（略）		

第２部　注射薬

品名	規格単位	薬価円
（あ）		
（略）		
アムヴトラ皮下注25mgシリンジ	25mg0.5mL１筒	6,834,558
（略）		
（い）～（ほ）　（略）		
（ま）		
（略）		
マンジャロ皮下注2.5mgアテオス	2.5mg0.5mL１キット	1,443
マンジャロ皮下注５mgアテオス	５mg0.5mL１キット	2,886
マンジャロ皮下注7.5mgアテオス	7.5mg0.5mL１キット	4,329
マンジャロ皮下注10mgアテオス	10mg0.5mL１キット	5,772
マンジャロ皮下注12.5mgアテオス	12.5mg0.5mL１キット	7,215
マンジャロ皮下注15mgアテオス	15mg0.5mL１キット	8,658
（略）		
（み）～（わ）　（略）		

改正前

別表

注１～３　（略）

第１部　内用薬

品名	規格単位	薬価円
（あ）～（ひ）　（略）		
（ふ）		
（略）		
ブリィビアクト錠25mg	25mg１錠	373.30
ブリィビアクト錠50mg	50mg１錠	609.30
（略）		
（へ）～（わ）　（略）		

第２部　注射薬

品名	規格単位	薬価円
（あ）		
（略）		
アムヴトラ皮下注25mgシリンジ	25mg0.5mL１筒	8,006,196
（略）		
（い）～（ほ）　（略）		
（ま）		
（略）		
マンジャロ皮下注2.5mgアテオス	2.5mg0.5mL１キット	1,924
マンジャロ皮下注５mgアテオス	５mg0.5mL１キット	3,848
マンジャロ皮下注7.5mgアテオス	7.5mg0.5mL１キット	5,772
マンジャロ皮下注10mgアテオス	10mg0.5mL１キット	7,696
マンジャロ皮下注12.5mgアテオス	12.5mg0.5mL１キット	9,620
マンジャロ皮下注15mgアテオス	15mg0.5mL１キット	11,544
（略）		
（み）～（わ）　（略）		

附　則

この告示は、令和八年五月二十日から適用する。ただし、第二条の規定は、同年八月一日から適用する。